令和４年度
島根県の社会福祉政策への提言・要望書

令和３年１２月２２日

島根県知事　丸山達也　様

令和４年度　島根県の社会福祉政策への提言・要望書

島根県社会福祉団体連絡協議会
会　長　　小　林　　淳　一

島根県市町村社会福祉協議会会長会
会　長　　末　成　　弘　明

島根県社会福祉団体連絡協議会並びに島根県市町村社会福祉協議会会長会では、令和４年度に向けた本県の社会福祉政策について次のとおり提言・要望をいたしますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【提言・要望事項】

１．コロナ禍によって顕在化した新たな地域生活課題への対応

（1）新型コロナウイルス感染症特例貸付における債権管理事務費等の確保

２．地域共生社会の実現に向けた基盤の強化

（1）重層的支援体制整備事業に係る都道府県後方支援事業の積極的実施

（2）県内小中高等学校における障がい者スポーツ理解に向けた教育の推進

３．総合的な権利擁護体制の確立

（1）市町村における総合的な権利擁護体制の整備促進

４．災害時福祉支援活動の強化に向けた体制整備

（1）災害時福祉支援活動の総合的な推進に向けた県社協の体制強化

１　コロナ禍によって顕在化した新たな地域生活課題への対応

（1）新型コロナウイルス感染症特例貸付における債権管理事務費等の確保

【概要】

新型コロナウイルス感染症特例貸付の本県における貸付決定が既に 7,599 件（R3.11.30 現在）となる中、膨大な債権管理を県・市町村社協が確実に行えるための事務費・人件費等の確保を要望します。

【具体的内容】

1. 新型コロナウイルス感染症特例貸付の長期にわたる債権管理について、県・市町村社協において必要な下記事項に関する国への働きかけ
   （1）相談業務・債権管理業務に係る長期的・継続的な常勤職員の配置
   （2）特例貸付に特化した業務システムの速やかな構築と運用費用の確保
   （3）償還免除や債権管理に係る事務費の確保
   （4）全国一律での多言語に対応した事務・相談システムの構築

【提言・要望の理由】

①令和 2 年 3 月に開始した新型コロナウイルス感染症特例貸付は、本県で既に 7,599 件（R3.11.30 現在）と例年の約 40 倍の貸付決定となっています。加えて、特例貸付の約 1 割（742 件）が外国籍の方であり、市町村社協からは、通知文への理解や口頭での意思疎通等に苦慮するといった報告もあります。

②令和 4 年度から特例貸付の償還が開始されるにあたり、県・市町村社協においては、最長で 10 年間という長期に渡る膨大な件数の債権管理事務が発生し、また、外国人への対応も含め、債権管理にあたる相談体制の確保等が急務となります。

２　地域共生社会の実現に向けた基盤の強化

（1）重層的支援体制整備事業に係る都道府県後方支援事業の積極的実施

【概要】

複雑・複合的な課題等への対応に向けて創設された「重層的支援体制整備事業」が、県内すべての市町村で速やかに進められるよう、県域支援体制の充実・強化を要望します。

【具体的内容】

1.「重層的支援体制整備事業」実施市町村における円滑な事業の推進、及び未実施市町村における事業導入に向けた「都道府県後方支援事業」の積極的な展開

【提言・要望の理由】

①子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制のみでは、地域住民が抱える複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状がある中、市町村における包括的な支援体制を構築し地域共生社会の実現を目指してことが重要です。

②国においては、令和 3 年度から「重層的支援体制整備事業」を制度化し、その中で「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」という３つの支援を掲げています。これらは、地域生活課題の解決を目指す社協にとっては重要な施策であり、今後、事業が積極的に実施されることで、市町村行政との連携・協働による一層効果的な事業展開が図られます。

③しかしながら、市町村の任意事業であることから全国的にも取り組みの広がりを欠き、本県においても令和 3 年度時点では 3 市町の実施に留まっています。

④これらのことから、市町村間における情報共有の場づくりや、新規事業への移行促進のための研修会、事業実施上の相談支援体制の確保など、県域レベルでのバックアップ体制が重要となります。

※都道府県後方支援事業とは、市町村における庁内連携促進のための支援、市町村間の交流・ ネットワーク構築支援、重層的支援体制整備事業の実施を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象とした補助事業（国 3/4 都道府県 1/4）

２　地域共生社会の実現に向けた基盤の強化

（2）県内小中高等学校における障がい者スポーツ理解に向けた教育の推進

【概要】

障がい理解とともに公平性や多様性の尊重など「福祉の心」の醸成に向けて、県内小中高等学校における障がい者スポーツ理解のための学習機会の充実を要望します。

【具体的内容】

1. 国際パラリンピック委員会公認教材「I’m POSSIBLE（アイムポッシブル）」等を参考に、障がい者スポーツを体系的に学習するプログラムの策定
2. 障がい者スポーツプログラムを活用した講座や体験・交流活動の実施
3. 県内小中高等学校における障がい者スポーツ理解のための学習機会を通じた「福祉の心」の醸成

【提言・要望の理由】

①2020 年東京オリンピック・パラリンピック（以下「オリパラ大会」という。）を契機に、障がい者スポーツへの理解や関心が高まっています。障がい者スポーツの振興は、障がいの有無に関わらず競技への参加（体験）や、競技を支える側からの参加を通じて、共に生きる社会（地域共生社会）の実現に大きく寄与するものです。

②県内の小中高等学校では、オリパラ大会開催に向けた教育活動が進められ、パラスポーツの競技的側面のみならず、障がい理解とともに公平性や多様性の尊重など、「福祉の心」を育む重要な学習機会となっています。

③また、令和 12 年（2030 年）には、本県において「全国障害者スポーツ大会」の開催も予定される中、引き続き、県内小中高等学校において障がい者スポーツへの理解促進のための教育の充実・強化が必要です。

※国際パラリンピック委員会公認教材「I’m POSSIBLE（アイムポッシブル）」とは、国際パラリンピック委員会（IPC）の開発を担う機関であるアギトス財団が開発した教育プログラムで、パラリンピックの価値やパラリンピックスポーツの中に散りばめられた様々な工夫を通して、障がいのある人に対する思い込みや先入観にとらわれない考え方を学ぶ教材

３　総合的な権利擁護体制の確立

（1）市町村における総合的な権利擁護体制の整備促進

【概要】

成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の円滑な実施など、市町村における総合的な権利擁護体制の構築が求められています。そのための県の積極的な支援と、生活支援員の確保に向けた広報・啓発の充実を要望します。

【具体的内容】

1. 市町村域における権利擁護体制の整備と強化に向けて、中核機関の早期設置並びに市町村計画の策定に向けた県の積極的な支援
2. 県域レベルでの日常生活自立支援事業に関する積極的な広報・啓発など、生活支援員の確保に向けた支援

【提言・要望の理由】

①成年後見制度の利用促進に関する法律（2016.5.13 施行）から 5 年余りが経過する中、本県における中核機関の設置や市町村計画の策定はあまり進んでいないのが現状です。（中核機関設置済：松江市・大田市・美郷町）

②中核機関は、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けたコーディネート等を行う「司令塔機能」として、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行に向けた重要な役割を担うことが期待されています。

③総合的な権利擁護体制の構築を図る主体は市町村ですが、成年後見制度利用促進法においては、都道府県に対し広域的な観点から必要な助言その他の援助等を行うよう求められており、特に小規模な市町村においては、県の主体的関与が期待されています。

④また、市町村社協が行う日常生活自立支援事業や法人後見は、年々、相談、契約件数が増加する中、生活支援員の確保が非常に重要です。権利擁護・成年後見制度の必要性・重要性を積極的に広報・啓発するなど、生活支援員の確保に向けた県民の理解と協力が得られるような取り組みが必要です。

※厚生労働省は次期基本計画に基づく都道府県段階での新たな事業（「市町村支援機能強化事業」）を令和 4 年度予算概算要求に盛り込むこととなっている

４　災害時福祉支援活動の強化に向けた体制整備

（1）災害時福祉支援活動の総合的な推進に向けた県社協の体制強化

【概要】

頻発する自然災害に対して、福祉的支援を迅速かつ効果的に展開できるよう、県社協における平時から発災時までの総合的な支援体制の構築に向けて、財政措置を含む積極的な支援を要望します。

【具体的内容】

1. 効果的な災害時福祉支援活動の展開に向けて、平時から「情報」「資源」「人材」「ネットワーク」などの環境整備を図っていくための県の積極的な協力・支援
2. 平時からの環境整備も含め、災害時福祉支援活動をより積極的かつ効果的に進めていくための県独自の財政措置

【提言・要望の理由】

①災害発生時に、県・市町村社協が中心に行ってきた市町村災害ボランティアセンターなどの福祉的支援の経験や反省点を踏まえ、平時から「情報」「資源」「人材」「ネットワーク」などの環境整備に向けた取り組みを行っていますが、今後、更なる強化を図っていく必要があります。

②災害発生時の支援ニーズは、単に家屋の片付けに留まらず、緊急性・多様性・継続性を含んでおり、また、近年、早期から開設される「避難所」における災害時要支援者への対応など、様々な福祉的課題を有する被災者に対する支援活動の重要性が増しています。

③一方、本会では毎年のように発生する自然災害によって開設される被災地災害ボランティアセンターの運営支援を限られた人員体制で担い、災害規模によっては、通常業務の一部を停止し全局体制であたるなど、緊急的・一時的な運営体制のもとでは限界が生じており、専任職員の配置も含めた組織体制の強化が必要です。

④今後、県社協では、これまでの発災時中心の支援体制を見直し、県災害ボランティアセンターや災害派遣福祉チームなどの災害時福祉支援活動において、平時からの環境整備と発災時の迅速かつ効果的な対応を総合的に行っていくための体制の構築を進めていきます。こうした取り組みに向けた助言・協力など県側の積極的な関与と、人的な配置も含めた体制充実のための県独自の財政措置が必要です。

※災害時福祉支援活動とは、発災後、様々な福祉的課題を有する被災者に対する福祉関係者による支援活動で、ボランティアによる応急的な生活復旧支援、避難生活に要配慮者の心身状況の悪化防止、当座の生活費の貸付等による経済的支援など多岐にわたる